

チーム医療連携において 管理栄養士が果たすべき役割とは

座長 橋本 龍幸[†] 篠島 良介^{*}第71回国立病院総合医学会
(平成29年11月11日 於 高松)

IRYO Vol. 72 No. 10 (402-404) 2018

要旨

2016年度診療報酬改定では、栄養食事指導料および食事療養費関連の大幅な改定が行われた。栄養食事指導料の対象者の拡大と点数のアップは、われわれ管理栄養士がこれからの地域包括ケアシステム構築に向けて、より一層チーム医療連携における「食」に関する担い手として期待されていることがうかがえる。改定から一年が経過し、管理栄養士の業務はどう変わったのか。摂食嚥下障害・てんかん・がん患者の栄養管理・退院支援における切れ目のない栄養管理について4病院の取り組みについて報告していただいた。それぞれの病院で栄養介入の事例が増える傾向にあり、とくに地域医療連携においても、多くの課題を抱えながらも積極的に取り組みを始めている内容であった。今後、地域包括ケアシステム構築に向けて、医療と住まい、介護と住まいなどのチーム医療連携の一員として、「食」に関する支援に積極的にかかわっていく必要性を確認した。それぞれの病院において、院内のみならず地域におけるチーム医療連携の一翼を担えるよう管理栄養士のさらなる活躍に期待したい。

キーワード チーム医療連携, 管理栄養士, 地域包括ケアシステム

はじめに

少子高齢化が進むなか、国は団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年の医療提供体制に向けて保険制度の見直しを進めている。2016年度診療報酬改定では、地域包括ケアシステムの構築が主眼となった。重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自

分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を実現する社会を目指すなか、医療と住まい、介護と住まいなどの連携において、「食事」を担う管理栄養士の存在がますます重要になってきている。病院から地域への移行が急速に進められるなか、住み慣れた地域で、「退院

国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター 栄養管理室, *国立病院機構本部 医療部, †管理栄養士

著者連絡先: 橋本龍幸 国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター 栄養管理室

〒765-8507 香川県善通寺市仙遊町2-1-1

e-mail: hashimoto-tatsuyuki@hosp.go.jp

(平成30年3月15日受付, 平成30年6月8日受理)

The Role of Registered Dietician in Medical Care Collaboration Team

Tatsuyuki Hashimoto and Ryousuke Shinojima*, NHO Shikoku Medical Center for Children and Adults, NHO Headquarters

(Received Mar. 15, 2018, Accepted Jun. 8, 2018)

Key Words: team approach in medical care cooperation, registered dietician, community-based integrated care systems

後の食事をどうすればよいか」という非常に重要な課題がある。この「退院後の食事」の栄養指導において、私たち管理栄養士の専門性が重視され、さらなる活躍が望まれている。

本シンポジウムでは、診療報酬改定後、管理栄養士の業務はどのように変わったのかについて、演者の皆さんに摂食嚥下障害・てんかん・がん患者の栄養管理・退院支援における切れ目のない栄養管理について、それぞれ日頃取り組んでいる内容を紹介していただき、これからの管理栄養士の果たすべき役割の方向性の参考としたい。

診療報酬改定の大幅な見直し

2016年度診療報酬改定では、地域包括ケアシステム推進の観点から、今後の取り組み強化に関連するものとして栄養食事指導料について以下の3点について見直しが行われた。①がん、摂食・嚥下機能低下、低栄養患者、難治性てんかん等の患者に対する治療食の指導を、個別栄養食事指導料の算定対象に追加。②外来・入院栄養指導料について、指導時間の要件と点数の見直し（改定前：概ね^{おおむ}15分以上で130点→改定後：初回概ね30分以上で260点、2回目以降概ね20分以上で200点）。③在宅患者の実情に応じた指導となるよう、指導方法に関する要件の緩和である。一方、医療保険制度を持続可能なものとする一環として、経管栄養の場合の食事療養費の見直しも行われ、栄養管理が概ね経管栄養法による市販の流動食によって行われている患者の食事療養費は原則として約1割引き下げられ、特別食加算も廃止となった。

栄養部門の経営管理の観点から厳しい状況に変わりにないが、地域包括ケアシステム推進に向けて、栄養指導の新たに対象拡大となった食事の支援をより一層推し進めていく必要がある。

摂食嚥下機能低下に対する取り組み

診療報酬算定方法の実施上の留意事項において「摂食機能又は嚥下機能が低下した患者とは、医師が、硬さ、付着性、凝集性などに配慮した嚥下調整食（日本摂食嚥下リハビリテーション学会の分類に基づく）に相当する食事を要すると判断した患者をいう」と規定されている。栄養指導では、どのようにすれば安全に経口摂取ができるか嚥下調整食の学

会分類に基づき検討し、実際の食事に反映させる必要がある。NHO箱根病院では、神経筋・難病患者に対して、チーム医療連携として、栄養指導や外来および入院での嚥下ケアチームによる診療が構築されており、患者に寄り添った安全な飲み込みをサポートする食支援が充実していた。診療報酬改定では、マイナス（経管栄養の1割引き下げおよび特別食加算廃止）とプラス（栄養食事指導点数の見直し、算定食種の拡充）の改定であったが、プラスの要素を充実させるため多職種連携におけるチーム医療が重要となった。これをきっかけに、管理栄養士の活躍の場がこれまで以上に拡充したが、より効率的な業務の見直しも必要となった。今後は地域との連携、在宅訪問看護事業における合同カンファレンスへの参加も見据えている。

てんかん食に対する取り組み

てんかん食は、難治性てんかん、グルコーストランスporter-1欠損症またはミトコンドリア脳筋症の患者に対し、「グルコースに代わりケトン体を熱量源として供給することを目的に炭水化物量の制限と脂質量の増加が厳格に行われたものに限る」と規定されている。NHO静岡てんかん・神経医療センターでは、難治性てんかんに対する抗てんかん薬、外科治療以外の選択肢として修正ケトン食をはじめとした食事療法の再評価に2007年から取り組んでいる。診療報酬改定後は、多職種連携によるてんかん食ワークショップや他施設からの研修受け入れ、ブログによるレシピ紹介などの取り組みを行い、入院のてんかん食の食数の増加および栄養指導件数も約1.4倍に増加している。今後はてんかん食普及に向けた啓発活動の強化や地域連携の必要性、特殊ミルクの安定供給などが課題である。

がん患者の食に対する取り組み

がん患者への栄養指導は、侵襲の大きな消化管手術後の患者に対する食事のみが診療報酬算定の対象となっていた。今回「がん患者」への指導が追加されたことで、化学療法や放射線治療時の食欲低下に対する食事や、低栄養を改善するための食事など患者のQOLを維持する場面での役割も期待されている。NHO四国がんセンターは、がん治療の副作用に対する食事対応に先駆的に取り組んでいる病院で

ある。多職種連携などチーム医療を進めることや積極的な管理栄養士の介入により、診療報酬改定後の対応件数は1.6倍に増加している。演者自身もがん病態栄養専門管理栄養士の認定資格を取得し、がん患者に寄り添い、栄養療法のエビデンス蓄積のために取り組んでいる。

退院支援に向けた取り組み

地域包括ケアシステムを進めるうえで医療から介護保険下での在宅栄養管理を切れ目なく行うためには多職種との連携が必要不可欠である。カンファレンスへの参画はもとより、栄養情報提供書の作成も積極的に行っていく必要があり、そのスキル習得も求められている。NHO長崎病院では退院支援に向けた取り組みの一環として患者支援カンファレンスに積極的に参加してきた内容が報告された。退院支援に積極的に取り組むことで、在宅復帰後の食事支援にも繋がっていくことが示された。

ま と め

2016年度診療報酬改定から1年以上が経過したが、全国的にみて、栄養食事指導件数の総数自体は大きく増加したわけではない。しかし、これまで算定で

きなかった摂食嚥下障害・てんかん・がん患者、そして低栄養を対象にした指導を実施してきた病院では、算定件数はそれぞれ大きく増え、算定額も大幅な増収となっている。一方で、経管栄養による市販の濃厚流動食の減額や特別食加算の廃止等もあり、栄養部門としての経営面では厳しい状況にある。このため、多職種チーム医療連携を進めるうえで、業務内容の効率化をはかり、医療経済効果としてよい結果を残していくことも必要である。

地域包括ケアシステムを推進するうえで、「退院後の食事をどうするか」ということは非常に重要な課題であり、長崎病院の取り組みのような食事面での支援をする場合の管理栄養士の役割は非常に大きいと感じられた。今後は、院内でのチーム医療連携にとどまらず、地域におけるチーム医療連携の一翼を担えるよう管理栄養士のさらなる活躍に期待したい。

〈本論文は第71回国立病院総合医学会シンポジウム「チーム医療連携において管理栄養士が果たすべき役割とは」として発表した内容を座長としてまとめたものである。〉

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。